

川本裕子委員提出資料

2002年11月26日

最終答申に明記すべき論点

- ・ 債務返済の方法
- ・ 国民への説明責任
- ・ 今後の高速道路建設

債務返済の方法

1. 債務総額の定義

- (1) 新会社発足時に道路関係四公団が所有し、保有・債務返済機構が承継する資産に係る長期債務の総額。ただし、本四公団の債務の国によるカット分を除く(以下「債務総額」)
- (2) (1)の債務のうち、以下のa~cの資産は原則として国・地方または他社に移管し、有償移管の場合にはその債務額を(1)より除く
 - a. 国・地方が建設を継続する建設中路線の建設仮勘定資産
 - b. バイパス型一般有料道路の道路資産と、同建設仮勘定資産
 - c. 「収入 - 管理費」が赤字である路線

2. 債務返済の方法

国民負担の最小化と早期の債務返済を図るため、道路関係四公団の債務総額を一括して、保有・債務返済機構方式で処理する

- (1) 早期の債務返済というこの方式の利点を最大限に生かすために、機構は四公団の債務総額を一括して承継する
- (2) 各新会社が返済すべき債務額は、四公団の債務総額を承継道路資産の「料金収入 - 管理費」の額に応じて按分した該当額(公団由来の債務ではなく、首都、阪神、本四の各公団の債務も日本道路公団の債務と一括して扱う)とする。本四架橋を引き継ぐ新会社は、国・地方からの出資金を計算に入れた額を引き継ぐ

- (3) 新会社ごとに返済を負担する債務額は、新会社発足時に上記(2)により確定し、以後変更しない。機構は債務とその返済の新会社ごとの区分経理を実施する
- (4) 本四公団の債務については早期に債務カットを行う
- (5) 新会社は、その承継する資産に応じた(2)の債務の支払いを負担する
- (6) 新会社は、機構に対し40年の元利均等償還をベースとして算定した長期固定金額の貸付料を支払う
- (7) 機構は、新会社からの貸付料収入を債務の元利返済に充当し、每期確実に期中債務の平均残高を減少させる
- (8) 新会社は10年後を目途に機構からの資産・債務の引継ぎを行い*、5年を目途に上場を目指す
- (9) 資産・債務の引継ぎを終えた時点で機構は解散する

3. 債務返済の進捗の監視

- (1) 新会社、機構は四半期ごとに債務残高を公表する
- (2) 債務返済の進捗の目安として、機構設立時に毎年の債務残高の目標を定め、これを遵守する。特に、民営化から10年後の債務残高の目標を、初年度の20~25%減と定め、これを遵守する
- (3) 毎年の債務返済の進捗は、監督官庁がこれを監視し、機構が(2)の債務返済目標額を3年間続けて達成しなかった場合、主務官庁の管理責任者の責任を問う

* 資産引き継ぎの方法として、a.その時点の残債務額の引き受けによる買い取り、b.機構の会社分割による資産の分割、c.資産と対応する負債をそれぞれ機構の簿価で引き継ぐの3つが考えられる。c.の場合、その時点で「資産 > 負債」であれば機構は新会社に現物出資を行い、「資産 < 負債」であれば差額の債務をカットした後に現物出資を行うこととなる。この方法をとれば、企業会計原則にのっとった資産管理を継続して行うことが可能

国民への説明責任

1. 新会社のディスクロージャー・契約など

(1) 会計

2003年9月までに企業会計原則に基づく財務諸表を作成し、中間決算と同時に公表する

(2) 情報公開

新会社は上場企業と同等の情報公開の義務を負う
新会社は四半期ごとに、自社の財務諸表と、該当する機構債務の期中平均残高など主要な財務指標を公表する

(3) 新会社の経営体制

民間企業経験者(官庁での管理職経験がない者)を新会社発足以前に複数登用(天下りの禁止)
取締役会には民間企業経験者などの外部人材を過半数以上含める。また、利用者の立場と債権者・投資家の立場を代表する人員をそれぞれ社外取締役として登用する

(4) 国との関係

国は有料道路の新規建設を担当する局以外で新会社を監督する
新会社上場後は、国は可能な限り早期に株式を全株売却する
新会社は、法人税・固定資産税以外、国・地方に対して道路の新規建設/改良を目的とした支出を義務化されない
新会社は の監督と料金の上限規制以外、その業務や利益処分について、国から通常の株式会社に対する以上のいかなる規制も受けない

(5) 機構との関係

各新会社は、貸付料以外に、機構に事務費を支払う。事務費は機構の人件費・家賃などに充当する実費相当額とし、各新会社が均等按分で負担する
新会社は、余裕資金の有無によって、貸付料の変更や定額以上の支払いを要求されることはない

2. 機構のディスクロージャー・契約など

(1) 会計

機構が承継する資産価額を評価するために、民営化開始時点で各新会社の営業エリアごとに資産台帳を作成し、企業会計原則を遵守し減損会計の手法に基づいた管理を行う
機構の道路資産に関する経理業務は、各新会社にアウトソースする
機構は年1回監査を受ける義務を負う

(2) 情報公開

機構は国に対して、四半期ごとに新会社区区分ごとの財務状況を報告する義務を負う

(3) 機構の経営体制

機構は各新会社から支払われる事務費によって運営される。この事務費は実費相当額とし、機構はこれを他目的に流用することはできないものとする
長期定額の貸付料は債務の元利返済のみに充当する

(4) 国との関係

機構は、債務の返済以外、国・地方に対するいかなる支出も求められない

今後の道路建設について

1. 今後の道路建設について

- (1) 第1優先順位は約40兆円に達する道路関係四公団の債務の確実な返済(長期固定)
- (2) 民営化の果実を国民に還元するため、民営化と同時に弾力的な料金設定などによる料金引き下げ
- (3) 本委員会において取りまとめられた基準に基づく個別路線の優先順位の決定・公表(政府)
- (4) 国・地方の財源による建設(新会社の判断により参画) 下記(5)の対象以外のもの
具体的な制度設計(仕組み)は政府において検討
スキーム設計の際は、本委員会での審議経過を踏まえる
- (5) 新会社の自主的判断による建設
 - 以下を基本原則として制度設計条件
 - 厳格な歯止め: 債務は、総額を減少させつつ、かつ長期固定の定額返済により40年間で完済させる返済スケジュールのもと着実にその期中平均残高を削減
 - 新会社の自己資金による。すなわち利益の一部を利用した建設を、新会社自身が採算性を基準に判断
 - 個別路線の採算性の透明化
 - 機構から新会社または国への建設費支出を(納付金、拠出、支払いなどいかなる形でも)行わない
 - 新会社が新規建設を行う場合、建設計画や設計には事前に新会社の同意を得るものとし、出資については契約により定めることとする

- (6) 新会社が国・地方100%出資の建設を請負う場合、その金額や条件については、その都度契約により定めることとする

2. 競争環境の導入

- (1) 自動車道事業への民間会社/海外資本の参入を認める
- (2) 新会社はその資産を道路事業長期継続を条件に民間会社に売却することができる